

地方独立行政法人大阪府立病院機構公告第13号

平成22年度から平成24年度までにおける地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立呼吸器・アレルギー医療センターの基準寝具類の賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札を行うので公告する。

平成22年5月31日

地方独立行政法人大阪府立病院機構
理事長 高杉 豊

1 入札に付する事項

(1) 賃貸借物件の名称及び数量

大阪府立呼吸器・アレルギー医療センターの基準寝具類 一式

(2) 契約期間

平成22年7月1日から平成24年6月30日まで

(3) 履行場所

大阪府羽曳野市はびきの三丁目7番1号
大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ 破産者で復権を得ない者

キ 地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第3条第4項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (5) 大阪府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (6) 大阪府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事業所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (7) 最近1事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。
- (8) クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第5条の規定による営業者の届出を行い、入札参加申請に係る書類を提出する日において、同法第11条に規定する業の停止又はクリーニング所の閉鎖を命じられていない者であること。
- (10) 医療法（昭和23年法律第205号）第15条の2に規定する業務を適正に行う能力のある者として医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の14に定める基準に適合していること。
- (11) 平成20年4月1日からこの公告の日までに病床数200床以上の病院において、基準寝具類の供給の賃貸借契約を2箇所以上について締結し、そのすべてを誠実に履行をした実績を有していること。
- (12) 入札参加資格申請書類の提出日において3年以上の営業経験を有し、かつ、法人にあつては、参加を希望する契約業務を法人の目的としていることが、登記事項証明書（登記簿謄本）により確認できること。
- (13) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）に基づく逮捕、書類送検若しくは起訴又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和32年法律第54号）による勧告若しくは告発等、入札参加者等としてふさわしくない処分等の措置を受けている者でないこと。
- (14) 地方独立行政法人大阪府立病院機構及び大阪府から損害賠償請求を受けていないこと。ただし、入札書類の受付日までに、損害賠償金を納付した場合には、この限りでない。
- (15) この公告の日から入札執行の日までの期間において、次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 大阪府物品・委託役務関係入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）

イ 大阪府暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）

ウ 大阪府及び地方独立行政法人大阪府立病院機構との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者。ただし、参加資格確認申請書の提出日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。

(16) 平成21・22年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中「基準寝具等(種目コード162)」に登録されている者であること。

なお、当該登録をなされていない者で、本件入札に参加を希望するものは、次により資格審査を申請することができる。

ア 資格審査に関する添付資料の提出場所及び問い合わせ先

〒540-8570 大阪市中央区大手前二丁目

(TEL (06) 6944-6644)

大阪府総務部契約局建設工事契約課業務管理グループ

イ 申請の方法

(ア) 大阪府電子調達システム (URL(<http://www.nyusatsu.pref.osaka.jp/keiyaku/e-nyusatsu/>)) において、必要な事項を入力し、送信する。

(イ) 添付書類は、郵送し、又は持参する。

ウ 申請期限

平成22年6月4日（金）午後4時

なお、添付書類は、同日（金）午後4時までに必着とすること。

エ その他

詳細は、イ(ア)の大阪府電子調達システムの説明による。

3 入札参加資格審査手続き

(1) この入札に参加を希望する者は、次に掲げる入札参加資格申請書類を提出し、大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター(以下「医療センター」という。)の確認を受けなければならない。

ア 一般競争入札参加申請書 (様式1-1)

イ「契約(取引)実績調書」(様式1-2)

契約書等の写し(業務内容が確認できる仕様書等を含む)又は「契約(取引)実績に係る証明書」(様式1-3)を添付すること。

(2) 申請に係る書類は、医療センターのホームページ (<http://www.ra.opho.jp/> 以下同じ) において電子ファイルとして配布する。

したがって、一般競争入札参加申請書等のデータは当該ホームページによりダウンロードすること。

- (3) 期限までに申請書類を提出しない者及び入札参加資格があると認められなかった者は、この入札に参加することができない。
- (4) 入札参加資格の確認の結果は、平成22年6月8日（火）付けで申請者に通知する。
- (5) 入札参加申請書類の交付期間及び提出期間等
 - ア 交付期間
平成22年5月31日（月）から同年6月4日（金）までの午前9時から午後5時まで
 - イ 提出期間
平成22年5月31日（月）から同年6月4日（金）までの午前9時30分から午後5時まで
ただし、郵送（一般書留郵便、簡易書留のいずれか）又は宅配便を利用する場合は平成22年6月3日（木）午後5時必着とする。
 - ウ 提出場所
〒583-8588 大阪府羽曳野市はびきの三丁目7番1号
大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター事務局施設保全グループ
(TEL(072)957-2121 内線2613)
- (6) 資格の有効期間は、資格を付与された日から、この入札により契約者が決定される日までとする。

4 入札の手續等

- (1) 入札説明書等及びその他資料の交付
 - ア 交付期間
3(5)アに同じ。
 - イ 交付の方法
3(2)に同じ。
- (2) 入札に関する質問と回答
仕様内容に対する質問は、電子メールにより下記の期間に行うこととし、持参、郵送、ファックス及び電話によるものは受け付けない。
回答は、医療センターのホームページに掲載する。
 - ア 質問期間
平成22年6月8日（火）から同年6月11日（金）の午後5時まで
 - イ 提出場所
5(6)に記載の担当部署の電子メールアドレスまで送信すること。
 - ウ 質問・回答の公表予定日
入札説明書等に対する質問及び質問に対する回答は、平成22年6月17日（木）（予定）に医療センターホームページにおいて公表する。

(3) 入札の日時場所

ア 日時

平成22年6月21日（月）午前11時

イ 場所

大阪府羽曳野市はびきの三丁目7番1号

大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター 管理診療棟2階 第1会議室

ウ その他

入札書は、持参するものとし、郵送又は電送による入札は、認めない。

(4) 入札方法

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 その他

(1) 入札保証金

入札保証金は、契約事務取扱規程第7条の規定に該当する場合は免除する。

(2) 入札の無効

期限までに入札参加資格審査申請書類を提出していない者、入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得及び入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、医療センターにより入札参加資格を有すると認められた者であっても、入札時点において2の入札参加資格を満たさない者のした入札は、無効とする。

(3) 契約書の作成

契約書を作成する。

(4) 落札者の決定方法

入札を行った者のうち、契約事務取扱規程第8条に定めるところにより定めた予定価格の範囲内で、最低価格を持って有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合にあつては、当該入札書を提出した入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることを確認するため、当該入札者に照会するものとする。

(5) 契約保証金

ア 落札者は、地方独立行政法人大阪府立病院機構会計規程第44条の規定により契約保証金を納めなければならない。

(ア) 納付期日
契約締結の日

(イ) 納付場所
大阪府羽曳野市はびきの三丁目7番1号
大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター事務局施設保全グループ

イ 上記に係わらず、契約事務取扱規程第26条第1項第1号又は第3号に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

(6) 担当部署
大阪府羽曳野市はびきの三丁目7番1号
大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター事務局施設保全グループ
電子メールアドレス shingu@ra.opho.jp
(TEL(072)957-2121 内線2613)

(7) 詳細は、入札説明書による。